

函館市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第66号

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等（
第32条の2～第32条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等（
第32条の2～第32条の7）」に

第3章の3 林野火災の予防（第32条の8・第32条の9）」
改める。

第32条各号列記以外の部分中「警報」の後ろに「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第32条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第32条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第32条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を發したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第32条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第54条第1号中「行為」の後ろに「(たき火を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。